平成２５年（フ）第２７２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟812号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地50棟811号
債務者　西海　健二
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟812号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地50棟811号
債務者　西海千代栄
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８６号
神戸市須磨区南落合４丁目１番176―1207号
債務者　田畑　秀雄
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２５号
神戸市長田区駒ヶ林町３丁目11番10号　白川文化、従前の住所神戸市長田区駒ヶ林町２丁目11番14号
債務者　竹澤　　勝
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７１号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の16　市営夢野台住宅２―504号
債務者　佐野　艶子（旧姓梁木）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８９号
神戸市須磨区妙法寺字上ノ池725番地の１　山麓荘アパート２Ｆ
債務者　有馬　昌明
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０２号
神戸市中央区磯辺通４丁目１番28―1415号
債務者　小野　　道
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
熊本県荒尾市増永104番地１
債務者　谷口　隆弘
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９２号
青森市南佃２丁目19番５号　木下方
債務者　小形眞佐子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
熊本県宇城市三角町中村4842番地５
債務者　松下　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４２号
熊本市西区花園６丁目７番５号　フラワーヒル103、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水3403番地49　サンシャイン20―102号
債務者　宮田亜紀奈（旧姓井柄）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
熊本市南区御幸笛田７丁目１番10―103号　笛田コーポ２Ｆ、前住所長崎県佐世保市平瀬町官有無番地　平瀬寮６号室
債務者　井芹　光一
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５４号
熊本市中央区黒髪６丁目28番９号
債務者　上田美智子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６９号
熊本市西区横手３丁目15番35号　コーポタチカワフラワーヒル402、前住所熊本市中央区呉服町１丁目46番地　日宝セシール604号
債務者　大倉千代美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７０号
熊本市西区池田２丁目８番11号　サンハイツ101号室、前住所熊本市西区花園６丁目23番11―102号　市営花園団地11棟
債務者　大倉　ハル
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４号
青森県八戸市大字類家字縄手下４番地２
債務者　沼沢由里子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係